

福山市かなべ市民交流センター使用について

1 使用申請について

使用申請の受付期間は、使用日の6ヵ月前（申請可能日が土・日・休日の場合はその翌日）にあたる日から前日（申請可能日が土・日・休日の場合はその翌日）までとなります。

電話で部屋の予約ができます。

2 使用料について

(1)会場使用料は、申請の際にお支払いください。（裏面のとおりのり）

追加の冷暖房装置、附属設備等使用料についても、速やかに支払いをお願いします。

(2)使用の中止

使用を中止するときは、所定の申請書に使用許可書を添えてすみやかに届け出てください。

すでに納めていただいた使用料については、次の日までに中止の届け出があれば、使用料の5割の額をお返しすることができます。

なお、附属設備等使用料については、使用日の前日（土曜日、休日の場合は前日、日曜日の場合は前々日）までに、冷暖房装置使用料については、当日の使用予定時間までに使用中止の申し出があれば、既にお支払いいただいている使用料の全額をお返しすることができます。ただし、この日を過ぎた場合は使用料はお返しできませんのでご了承ください。

諸室使用料	使用日の1週間前まで	使用料の半額還付
附属設備等使用料	使用日の前日まで	全額還付
冷暖房装置使用料	使用時刻まで	全額還付

3 使用の変更について

許可を受けた事項（使用予定日、使用時間、使用会場等）を変更する時は、所定の申請書に使用許可書を添えてすみやかに届け出てください。

使用時間の延長や広い室への変更の場合は、使用料の追加をいただくことになります。

なお、使用変更については1回に限らせていただきます。一度使用変更した後の中止の場合、既納使用料は還付できませんのでご了承ください。

4 当日の使用について

受付窓口（平日日中…神辺市民サービス課、平日夜間及び休日…警備員室）にて、使用許可書を提示してください。

また、使用にあたっては使用許可書の裏面に記載しています「使用上の注意事項」を遵守してください。

問い合わせ先
神辺市民サービス課
電話（084）962-5000
福山市神辺町大字川北1151番地1